

平成29年度熊本県海外技術研修員受入事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海外技術研修員及び研修員受入事業所に対して交付する熊本県海外技術研修員受入事業補助金の申請等に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）（以下「規則」という。）及び熊本県商工観光労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に基づき必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 要項第2条の補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。

補助金交付対象経費	補助金額
開発途上国に対する技術協力を図るため、技術研修員の受入れ等に要する経費	
(1) 往復旅費	(1) 中南米地域の研修員 350,000円以内 アジア地域の研修員 150,000円以内
(2) 滞在費	(2) 1月1人当たり 85,000円以内 但し、月途中での来日または帰国の場合で、滞在日数が1月に満たない場合は、日割り計算とする。
(3) 受入事業諸費	(3) 研修員の実務研修先が県である場合を除き1事業所当たり 200,000円

(補助金の交付申請)

第3条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。
2 規則第3条第1項の申請書の提出期限は、平成29年9月15日とする。

(補助金の内容等の変更)

第4条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第2号様式によるものとする。

附則

この要領は、平成29年7月28日から施行する。

附則

この要領は、平成29年8月28日から施行し、平成29年8月14日から適用する。